特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
32	特定公的給付の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務では、業務の一部を外部事業者に委託しているため業者選定の際に業者の情報保護体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

群馬県みどり市長

公表日

令和8年10月16日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38 号）第10 条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 （1）調整給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】 （2）物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】 （3）重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務【令和7年4月9日終了】 （4）重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付　こども加算）の支給事務【令和7年3月31日終了】 （5）不足額給付金の支給事務【令和7年10月31日終了】
③システムの名称	調整給付金システム、物価高騰対応重点支援給付金システム、不足額給付金システム、個人住民税システム、宛名管理システム、地方税電子申告支援サービス、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
不足額給付金情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の135 の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19 条第8号　別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総理大臣が定める事務及び情報を定める告示	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	調整給付金の支給事務：市民部 税務課 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：保健福祉部 社会福祉課 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：保健福祉部 社会福祉課 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付　こども加算）」の支給事務：保健福祉部 子育て相談課 不足額給付金の支給事務：市民部　税務課
②所属長の役職名	調整給付金の支給事務：税務課長 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：社会福祉課長 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：社会福祉課長 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付　こども加算）の支給事務：子育て相談課長 不足額給付金の支給事務：税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	調整給付金の支給事務:みどり市　市民部　税務課(みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111) 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務:みどり市　保健福祉部　社会福祉課(みどり市大間々町大間々1511番地　0277-76-2111) 重点支援地方給付金(令和6年度 非課税給付)の支給事務:みどり市　保健福祉部　社会福祉課(みどり市大間々町大間々1511番地　0277-76-2111) 重点支援地方給付金(令和6年度非課税給付　こども加算)の支給事務:みどり市　保健福祉部　子育て相談課(みどり市大間々町大間々1511番地　0277-76-2111) 不足額給付金の支給事務:みどり市　市民部　税務課(みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	調整給付金の支給事務:みどり市　市民部　税務課(みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111) 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務:みどり市　保健福祉部　社会福祉課(みどり市大間々町大間々1511番地　0277-76-2111) 重点支援地方給付金(令和6年度 非課税給付)の支給事務:みどり市　保健福祉部　社会福祉課(みどり市大間々町大間々1511番地　0277-76-2111) 重点支援地方給付金(令和6年度非課税給付　こども加算)の支給事務:みどり市　保健福祉部　子育て相談課(みどり市大間々町大間々1511番地　0277-76-2111) 不足額給付金の支給事務:みどり市　市民部　税務課(みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111)
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[]接続しない（入手）　[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	みどり市情報セキュリテイ対策基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、マイナンバーに係る住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[　] 内部監査	[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・毀損を防ぐため、本事業に係るシステム利用に際してはパスワード設定を行い運用している。 また、保管について、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底するしている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月3日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38 号）第10 条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 （1）調整給付金の支給事務 （2）物価高騰対応重点支援給付金の支給事務 【令和6年4月30日終了】	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38 号）第10 条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 （1）調整給付金の支給事務 （2）物価高騰対応重点支援給付金の支給事務	事後	事業実施期間の変更
令和7年2月7日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務／②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38 号）第10 条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 （1）調整給付金の支給事務 （2）物価高騰対応重点支援給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38 号）第10 条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 （1）調整給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】 （2）物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】 （3）重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務 （4）重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付　こども加算）の支給事務	事後	事業実施期間の変更 対象事務の追加
令和7年2月7日	3.個人番号の利用／法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第1の101 の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26 年内閣府・総務省令第5号）第74 条	・番号利用法第9条第1項 別表の135 の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条	事後	法改正に伴う修正
令和7年2月7日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	・番号利用法第19 条第1項第8号 別表第2の121 の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26 年内閣府・総務省令第7号）第59 条の4	・番号利用法第19 条第8号　別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総理大臣が定める事務及び情報を定める告示	事後	法改正に伴う修正
令和7年2月7日	5.評価実施機関における担当部署／①部署	調整給付金の支給事務：市民部 税務課 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：保健福祉部 社会福祉課	調整給付金の支給事務：市民部 税務課 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：保健福祉部 社会福祉課 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：保健福祉部 社会福祉課 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）こども加算の支給事務：保健福祉部 こども課	事後	新たな部署の追加
令和7年2月7日	5.評価実施機関における担当部署／②所属長の役職名	調整給付金の支給事務：税務課長 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：社会福祉課長	調整給付金の支給事務：税務課長 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：社会福祉課長 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：社会福祉課長 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付　こども加算）の支給事務：こども課長	事後	新たな所属長の追加
令和7年2月7日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／請求先	調整給付金の支給事務：みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111）	調整給付金の支給事務：みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付　こども加算）の支給事務：みどり市　保健福祉部　こども課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111）	事後	新たな請求先の追加
令和7年2月7日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ／連絡先	調整給付金の支給事務：みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 物価高騰対応重点給付金の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111）	調整給付金の支給事務：みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 物価高騰対応重点給付金の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付　こども加算）の支給事務：みどり市　保健福祉部　こども課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111）	事後	新たな連絡先の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月7日	1.対象人数／いつ時点の計数か	令和5年12月31日	令和6年12月13日	事後	時点の変更
令和7年2月7日	2.取扱者数／いつ時点の計数か	令和6年4月30日	令和6年12月13日	事後	時点の変更
令和7年7月4日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38 号）第10 条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 （1）調整給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】 （2）物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】 （3）重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務 （4）重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付　こども加算）の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38 号）第10 条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 （1）調整給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】 （2）物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】 （3）重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務【令和7年4月9日終了】 （4）重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付　こども加算）の支給事務【令和7年3月31日終了】 （5）不足額給付金の支給事務	事後	新たな事務の追加
令和7年7月4日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	調整給付金システム、物価高騰対応重点支援給付金システム、個人住民税システム、宛名管理システム、地方税電子申告支援サービス、中間サーバー	調整給付金システム、物価高騰対応重点支援給付金システム、不足額給付金システム、個人住民税システム、宛名管理システム、地方税電子申告支援サービス、中間サーバー	事後	新たなシステムの追加
令和7年7月4日	2．特定個人情報ファイル名	重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）情報ファイル	不足額給付金情報ファイル	事後	ファイル名の修正
令和7年7月4日	5.評価実施機関における担当部署／①部署	調整給付金の支給事務：市民部 税務課 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：保健福祉部 社会福祉課 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：保健福祉部 社会福祉課 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付　こども加算）」の支給事務：保健福祉部 こども課	調整給付金の支給事務：市民部 税務課 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：保健福祉部 社会福祉課 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：保健福祉部 社会福祉課 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付　こども加算）」の支給事務：保健福祉部 こども課 不足額給付金の支給事務：市民部　税務課	事後	新たな部署の追加
令和7年7月4日	5.評価実施機関における担当部署／②所属長の役職名	調整給付金の支給事務：税務課長 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：社会福祉課長 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：社会福祉課長 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付　こども加算）の支給事務：こども課長	調整給付金の支給事務：税務課長 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：社会福祉課長 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：社会福祉課長 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付　こども加算）の支給事務：こども課長 不足額給付金の支給事務：税務課長	事後	新たな所属長の追加
令和7年7月4日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／請求先	調整給付金の支給事務：みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付　こども加算）の支給事務：みどり市　保健福祉部　こども課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111）	調整給付金の支給事務：みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付　こども加算）の支給事務：みどり市　保健福祉部　こども課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 不足額給付金の支給事務：みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111）	事後	新たな請求先の追加
令和7年7月4日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ／連絡先	調整給付金の支給事務：みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 物価高騰対応重点給付金の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付　こども加算）の支給事務：みどり市　保健福祉部　こども課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111）	調整給付金の支給事務：みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 物価高騰対応重点給付金の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付　こども加算）の支給事務：みどり市　保健福祉部　こども課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 不足額給付金の支給事務：みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111）	事後	新たな連絡先の追加
令和7年7月4日	1.対象人数／いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	令和7年6月2日 時点	事後	時点の変更
令和7年7月4日	2.取扱者数／いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	令和7年6月2日 時点	事後	時点の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月16日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38 号）第10 条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 （1）調整給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】 （2）物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】 （3）重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務【令和7年4月9日終了】 （4）重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付　こども加算）の支給事務【令和7年3月31日終了】 （5）不足額給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38 号）第10 条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 （1）調整給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】 （2）物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】 （3）重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務【令和7年4月9日終了】 （4）重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付　こども加算）の支給事務【令和7年3月31日終了】 （5）不足額給付金の支給事務【令和7年10月31日終了】	事後	事業の終了
令和8年10月16日	5.評価実施機関における担当部署／①部署	調整給付金の支給事務：市民部 税務課 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：保健福祉部 社会福祉課 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：保健福祉部 社会福祉課 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付こども加算）」の支給事務：保健福祉部 こども課 不足額給付金の支給事務：市民部　税務課	調整給付金の支給事務：市民部 税務課 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：保健福祉部 社会福祉課 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：保健福祉部 社会福祉課 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付こども加算）」の支給事務：保健福祉部 子育て相談課 不足額給付金の支給事務：市民部　税務課	事後	組織改編に伴う変更
令和8年10月16日	5.評価実施機関における担当部署／②所属長の役職名	調整給付金の支給事務：税務課長 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：社会福祉課長 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：社会福祉課長 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付こども加算）の支給事務：こども課長 不足額給付金の支給事務：税務課長	調整給付金の支給事務：税務課長 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：社会福祉課長 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：社会福祉課長 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付こども加算）の支給事務：子育て相談課長 不足額給付金の支給事務：税務課長	事後	組織改編に伴う変更
令和8年10月16日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／請求先	調整給付金の支給事務：みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付こども加算）の支給事務：みどり市　保健福祉部　こども課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 不足額給付金の支給事務：みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111）	調整給付金の支給事務：みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市大間々町大間々1511番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市大間々町大間々1511番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付こども加算）の支給事務：みどり市　保健福祉部　子育て相談課（みどり市大間々町大間々1511番地　0277-76-2111） 不足額給付金の支給事務：みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111）	事後	組織改編に伴う変更
令和8年10月16日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ／連絡先	調整給付金の支給事務：みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付こども加算）の支給事務：みどり市　保健福祉部　こども課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 不足額給付金の支給事務：みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111）	調整給付金の支給事務：みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111） 物価高騰対応重点支援給付金の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市大間々町大間々1511番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度 非課税給付）の支給事務：みどり市　保健福祉部　社会福祉課（みどり市大間々町大間々1511番地　0277-76-2111） 重点支援地方給付金（令和6年度非課税給付こども加算）の支給事務：みどり市　保健福祉部　子育て相談課（みどり市大間々町大間々1511番地　0277-76-2111） 不足額給付金の支給事務：みどり市　市民部　税務課（みどり市笠懸町鹿2952番地　0277-76-2111）	事後	組織改編に伴う変更